

公 告

鳴門病院労働組合から春闘の要求に關して令和五年三月十四日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働關係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場